

令和 8 年度 社会福祉法人高和会 事業計画

法人基本理念

【明るく・たくましく・明日をみつめて】

- ◇ 私たちは何時如何なる時も、利用者本位の支援を目指します。
- ◇ 私たちは地域に開かれた、地域に信頼される施設を目指します。
- ◇ 私たちは法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展を目指します。

基本方針

法人の基本理念を改めて再認識し、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに生活できるよう支援し、また、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援する。

地域における法人の存在意義を明確にし、社会福祉法人としての役割と使命を果たすことが出来るよう事業を展開する。

1. はじめに

社会福祉法人を取り巻く環境は、物価高騰、人材確保の困難化、法令遵守の強化など、大きな変化の渦中にあります。こうした状況の中にあっても、利用者の尊厳を守り、地域に必要な福祉サービスを安定して提供し続けることが、私たちの使命です。

令和 8 年度の事業計画では、持続可能な法人運営を実現するため、①経営基盤の強化、②人材の確保・育成と定着、③法令遵守とガバナンスの徹底を中心に据える。あわせて、DXによる業務効率化、BCPの実効性向上、利用者の高齢化・重度化への支援充実、地域連携推進会議の活用等について積極的に進める。

私たちは、変化が続く中でも地域に信頼され、利用者・家族に安心していただける法人であり続けるために、職員一人ひとりが力を合わせ、確実に前へ進めていくこととする。

加えて、私たちは制度や枠組みにとらわれることなく、地域に生きる一法人として「今、本当に求められている支援や事業が何であるか」を常に問い続け、必要とされる事業を主体的に創り出していく姿勢を大切にしていく。

利用者にとってこの施設を利用することが、「単にサービスを受ける場」ではなく、ここで過ごすことに意味があり、安心があり、希望を持てる場所であると実感し、その意義を私たち自身が明確にし、支援の一つひとつに込めていくことが重要であると考えます。

また、地域の中で「はまゆう園があって良かった」と思われ、利用者・家族から信頼され、職員が誇りをもって働ける法人であり続けるために、現状に満足することなく挑戦を続け、支援の質、職員の専門性、そして法人としての在り方のすべてにおいて、どこにも負けない施設・法人を目指す。

令和8年度は、こうした強い信念のもと、職員一人ひとりが法人の想いを自分事として受け止め、それぞれの立場で責任と役割を果たしながら、「選ばれ続ける法人」の実現に向け、全力で取り組む一年とする。

2. 取組事項

(1) 法人運営の基盤強化に向けた重点取組事項

○ 経営理念等の明確化を図る

法人の基本理念、基本方針等を改めて周知することで、法人全職員のベクトルを合わせ、法人の更なる発展を目指す。

○ 地域の福祉ニーズの把握

地域の動向や、潜在的な地域ニーズの把握、法令等の改正など制度に関する情報収集や把握、外部環境の分析を日常的に行う。

○ サービスの自己点検

法人が実施するサービスの自己点検を実施し、自法人の強み弱みを把握するなど、法人内部の環境分析を行うことで、さらなる利用者支援の充実を目指す。

○ 事業継続計画の円滑な運用

事業継続計画(BCP)について、常に見直しや検討を行い、いつ起こるかかわからない緊急事態に備え、日々の訓練も含め、法人・施設の事業継続マネジメント(BCM)の体制を確立し、平常時より意識し事業展開を行う。

○ 計画的な人材育成

職員の研修や教育を充実させ、将来におけるサービス管理責任者や相談支援専門員等を計画的に育成し、法人として盤石な体制を維持する。

○ 適切な資金計画

施設の修繕計画並びに将来における施設建替え計画など、明確な長期事業計画に基づき資金計画を作成し、法人が提供する福祉サービスが常に安定して提供できる体制を整える。

(2) 法令等遵守の徹底

○ 法令遵守教育の徹底

職員に対する社会福祉関係法令、労務関連法令、虐待防止法等の適切な理解を促す場を計画的に提供するとともに、いかなる不正・違反も許さない法人としての姿勢を明確にし、法令遵守の徹底と社会的ルールの遵守を強力に推進する。

○ 報酬の適正な取り扱い

介護報酬等の請求にあたっては、専門職等の人員配置基準を厳格に遵守し、法令に定められた基準に基づく適正かつ公正な請求事務を徹底する。いかなる不適切請求も許容しない法人としての姿勢を明確にし、内部チェック体制を強化することで、適正化を継続的に担保する。

(3) 人権の尊重

○ 職員に対する倫理教育の充実

法人基本理念等を再度振り返り、すべての人々の人権を尊重し、個人の尊厳を守るという法人の揺るぎない姿勢を明確に示す。障害のみならず、人種・年齢・性別・セクシュアルマイノリティ(LGBT)等に関するいかなる差別やハラスメントも決して許さない組織風土を構築し、多様性と価値観を認め合うための教育・研修を体系的かつ継続的に実施する。

○ 意思決定支援

利用者の支援にあたっては、自己決定を最大限尊重しながら、その意思形成の段階から適切な支援を行い、「利用者にとって本当に良い支援」をサービス提供の基本方針として位置付ける。社会福祉法人としての使命に基づき、利用者の尊厳と権利を守るとともに、健全かつ安定した経営の両立を図る。

また、令和8年度より義務付けられる地域移行に関する意向確認について、利用者一人ひとりの思いや希望を丁寧に把握し、その結果を個別支援計画へ的確に反映する。利用者およびご家族の意向、障害の特性、生活歴

などを総合的に踏まえた支援を行い、提供しているサービスが最適であるかを継続的に検証することで、それぞれの利用者がより豊かで安心した生活を送れるよう、質の高い支援を推進する。

○ 苦情解決体制の整備

施設利用者、その家族等からの苦情・相談に対して、的確な受付窓口や第三者委員を設置し、誠意をもって是正・改善する体制を確立し実効的に運用を行う。

○ 虐待のない体制づくり

法人人権擁護委員会が主催するアンケートや面談等を活用し、職員が自身の支援を振り返る機会を計画的に設け、虐待の早期発見および早期対応を徹底する。さらに、虐待の疑いが生じた際には、職員一人ひとりに課されている「速やかな通報義務（障害者虐待防止法）」を確実に履行することを法人として強く求め、いかなる隠蔽も許さない姿勢を明確にする。

また、現に虐待が疑われる事案が発生した場合に備え、虐待発生時対応マニュアルや内部通報手順を見直し、関係機関と連携した実効性の高い対応体制を整備し、確実に運用する。全職員が虐待防止を最優先の責務として認識し、利用者の尊厳を守るための安全で透明性の高い支援体制づくりを強力に推進する。

(4) 地域との共生

○ 地域との交流

地域に開かれた施設としての役割を明確にし、地域住民に当法人の施設・事業内容を正しく理解していただく機会を積極的に創出するとともに、地域社会の一員として自然に溶け込む事業所運営を推進する。単に地域の方を受け入れるだけでなく、職員・利用者が地域と双方向に関わり合うことで、地域福祉の向上に寄与することを目指す。

また、令和7年度より義務化された「地域連携推進会議」のさらなる充実を目指し、地域の多様な関係者と意見交換を行う場として同会議を効果的に活用し、地域における中核的な役割を果たす。

これらの取り組みを通して、地域に「当たり前」に存在し、地域に信頼される施設」として、共生社会の実現に貢献する。

○ ボランティアの受入

収穫祭等の法人イベント時だけでなく、利用者との直接的な交流を図る視点から、学生ボランティア並びに地域ボランティア等の受入を積極的に行い、ボランティアの育成・活動の支援を行う。

○ みやざき安心セーフティネット事業の活用

支援対象者への迅速かつ適切な対応を行う中で、法人間、関係機関との連携を構築し、課題解決に努める。また、延岡市社会福祉協議会が実施する連絡会議等に参加し、地域の課題を把握し、生計困難者等への支援を迅速に行う。

(5) 利用者支援の充実

○ 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価の受審を行い、各事業所においての問題点を把握し、サービスの質の向上につなげ、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供に努める。

○ 権利擁護

日常的に利用者の行動を制限することが虐待につながることを意識し、虐待防止対策の一環として、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会において、指針の見直しや研修等を継続的に行う。

○ 事故防止

常に利用者本位の支援を徹底し、質の高いサービス提供を通して利用者の安心・安全の確保に万全を期す。事故発生時のみならず、ヒヤリ・ハット事例を含む全ての気づきを迅速に共有・検討する仕組みを強化し、日常的に危険予知を行う組織文化を根付かせる。

また、都度の事故防止検討会議をさらに充実させ、事例分析・再発防止策の実効性を高めることで、職員一人ひとりの危機管理意識を向上させる。これらの取り組みを通して、事故ゼロを目指した継続的な安全管理とサービスの質の向上を推進する。

○ 感染症対策の徹底

感染症の予防及びまん延防止のための指針を理解し、日常の業務に落とし込み、感染予防対策を徹底する。また、感染疑いの者や感染者が発生した場合に備え、感染拡大を防止する為の支援体制・対応方法等を法人内で周知徹底する。

○ 安心・安全な環境整備

施設・設備については、定期的なメンテナンスを行い常時その機能を維持するとともに、将来にわたって使用できるよう保全を行う。また、自然災害等による停電や断水など、緊急時に対応した自家発電設備等、非常用・代替設備の準備・確認を行う。

○ 新たな支援・活動への取り組み

令和 7 年度に引き続き、すべての事業所において、これまでにない新たな作業や活動の創出に向けた取り組みを進める。特に、高齢化や重度化が進む利用者の方々が、日々の喜びや幸せを実感できるような支援や活動を積極的に企画・実施し、利用者一人ひとりに寄り添ったサービス提供の充実を図る。

また、他にはない特色ある施設・事業所運営を目指し、各事業所が主体的に「できること」を探求し、新たな取り組みを形にしていくことで、法人全体としてのブランド力の向上を目指す。

(6) 人員の確保・育成・働き方改革の推進

○ 人員の確保・育成

良質な福祉人材の採用に向け、様々な手段を講じる。また、将来の福祉人材育成の視点から、福祉のしごとの啓発として情報発信、福祉教育に取り組み、積極的なPRを行うことで、「見える化・見せる化」に努める。

○ 人材の定着

法人職員間の人間関係を良好にし、かつ維持していくための組織風土づくりが重要であると認識し、「風通しの良い職場」構築に努める。また、「成長支援制度（人事制度）」を通し、働きがいのある、魅力ある職場づくりを意識し、職員個々の能力を向上させることで、組織全体でのレベルアップを目指す。

○ 業務の効率化

ICT（情報通信技術）の活用や、介護ロボットの利用促進による効率化を図り、サービスの質の向上と併せ職員の身体への業務負担軽減につなげる。

(7) 施設の改修・改築並びに事業変更等計画

【障害者支援施設はまゆう園】 管理棟及び 1 棟・2 棟・給食棟建替え工事（令和10年度着工予定）
3 棟居住棟一部改修工事※強度行動障害者対応（令和8年度予定）

【はまゆう園多機能型事業所】 事業所移設建替え工事（令和10年度着工予定）

【グループホームあけぼの荘】 事務所移設新築工事（令和 8 年度予定）

あけぼの荘・つつじ荘閉所（令和 8 年度予定） ※下記新築と並行して

【地域生活支援事業所たいよう】（仮称）第 3 あさひ荘新築（令和 8 年度予定：（公財）JKA補助申請中）

【相談関係事業所】（仮称）延岡市障がい者総合相談センター設置（令和 8 年度予定）

※サポートセンターはまゆう、なかぼつ、基幹センターを統合する

<p>基本方針</p>
<p>法人の基本理念に則り、24時間切れ間のない支援体制のもと、利用者の重度化、高齢化、障害特性の多様化に対応しながら、利用者の尊厳を守り、自己実現に向けて自己実現に向けて心身共に健やかに生活できるような事業所を目指します。</p>
<p>重点目標</p>
<p>【施設入所支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者やご家族から信頼される基本的な生活支援の提供。 2. 利用者の人権擁護と虐待防止、意思決定支援。 3. 感染症対策を含む健康管理の徹底。 <p>【生活介護】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活の潤いや生きがいに繋がるような楽しい活動の提供。 2. 利用者の個性や特性、心身の状況に応じた活動の提供。
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<p>【施設入所支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日々の関わりを大切に利用者、ご家族と信頼関係を構築する。 2. 利用者一人一人に最適な「衣・食・住」を提供し、障害特性に応じた快適で安心できる生活環境を整える。 3. 権利を擁護し、利用者自ら意思決定できるよう一人一人に応じた情報提供を行い、意思や選好を汲み取り、個々の意思が反映されるよう創意工夫する。 4. 感染症対策を継続するとともに健康チェックや日々の体調観察を通して健康課題の早期発見・早期共有、早期対応に努める。 <p>【生活介護】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 療育活動、創作活動、体力作り、社会参加など様々な活動を通して、楽しく生活の潤いに繋がる活動を提供する。 2. 創意工夫し、個々の心身の状況に合わせた活動に取り組む。 3. 利用者の希望や自治会からの要望に沿った活動を取り入れる。 4. 理学療法士、作業療法士の指導のもと体力や身体機能の維持・向上に努める。 5. 新たな視点で共に楽しむ活動を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者への日々の丁寧な支援やご家族との密な情報共有により信頼関係の構築を図る。 ○各委員会を開催し個々の職員が専門性を持って利用者の心身の状況や施設の課題を把握し、職員間で情報共有、発信を行い、虐待防止や安全対策、支援の質の向上に努める。 ○法人内外の研修に参加し、職員間で共有し、職員としての責任と役割を果たすよう自己研鑽に励む。

<p>基本方針</p>
<p>○多機能型事業所として生活介護事業と就労継続B型事業所との連携のもと事業を行います。</p> <p>【生活介護事業】</p> <p>1 活動する喜びが体験できるよう日中活動や社会参加活動を行います。</p> <p>2 個々の得意な事に着目し、様々な活動に取り組む事で、自己表現を具現化できるよう支援を行ないます。</p> <p>【就労継続支援B型事業】</p> <p>1 新しい事にチャレンジする事で、マンネリ化する事なく、向上心を持って利用者、職員共に生産活動に取り組めるよう図ります。</p> <p>2 工賃を得る事で喜びと生きがいを感じられるよう図ると共に、社会を構成する一員としての自信が持てるよう支援を行ないます。</p>
<p>重点目標</p>
<p>【生活介護事業】</p> <p>1 意思決定支援を意識しながら、日中活動を安全に楽しく、個々の能力や障害特性に応じながら支援を行ないます。</p> <p>2 登園してこない利用者様に改めてアプローチしながら、楽しく生活介護に登園が出来るよう図ります。併せて、必要な受け入れ態勢(専門知識・支援スキルを含め)を整えて行きます。</p> <p>【就労継続支援B型事業】</p> <p>1 障害特性や彼に伴う身体機能の低下に応じ、作業内容、作業手順を見直・精査しながら、個々の作業参加の拡大を図ります。</p> <p>2 新しい活動(苺栽培を含む)に利用者職員が共にチャレンジする事で、活動する事への喜びや成功体験が得られるよう図ります。</p>
<p>目標達成のための対応や取り組み</p>
<p>○送迎業務においては、利用者の安全を第一に取り組みます。</p> <p>○職員は、法人の「職員倫理規範」に則り、必要な知識・技術獲得の為に自己研鑽に励みます。</p> <p>○利用者及び保護者より希望を聞き取りを行ないながら、公共機関(電車やバスなど)を利用した遠方への1日外出活動を計画実施して行きます。</p> <p>○必要時には、生活介護事業所、就労継続支援B型事業所との相互連携を図り多機能型事業所としてのメリットを最大限に生かした事業展開を図ります。</p> <p>【生活介護事業】</p> <p>地域・行政主催で開催される催し物(延岡七夕・パラアートなど)には積極的に参加し、地域の方々へ、生活介護での活動成果が見えるよう図ります。</p> <p>【就労継続支援B型事業所】</p> <p>露地栽培からハウス栽培(苺など)へと移行を試みながら、高齢化の進む利用者の身体的負担軽減を図ります。併せて、安定した収益・工賃向上を目指します。</p>

<p>基本方針</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者一人一人の特性や意向を尊重し、安心・安全な環境のもとで、働く事を通じた成長と社会参加を支援します。 2 法人理念に則り、社会福祉法人としての役割、存在意義を明確にし、職員としての在りようを再確認し、質の高いサービスの提供、資質の向上に努めます。 3 安心・安全に事業所を利用していただくために関係法令を遵守し、虐待防止対策、苦情対策、非常災害対策、防犯対策、感染症予防対策に取り組みます。 4 地域とのつながりを大切にし、事業所の役割や活動を地域に発信する事で地域に開かれた事業所運営を目指します。
<p>重点目標</p>
<p>【就労移行支援事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者様一人ひとりの特性や課題に応じた職業訓練や職場体験を通して、一般就労に必要な知識・技能・態度の習得を支援します。 2 地域の企業や関係機関と連携し、実習や就労の機会を広げます。 3 就労だけに限らず、気持ちにゆとりを持てる活動や交流の機会を取り入れ、安定した就労に繋がる支援を行います。 <p>【就労継続支援 B 型事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の意向や体調、生活リズムに配慮しながら、無理のない作業提供を行い、働く習慣作りを支援します。 2 働く事の大切さを伝えると同時に、達成感や楽しさを感じられる活動を取り入れ、継続的な通所意欲につなげます。 3 工賃向上を目指しつつ、職員は専門性の向上に努め、利用者様の障害特性に応じた適切な支援を行います。 4 利用者様や家族にとって、安心して相談できる居場所作りとなるよう信頼関係作りを大切にします。 <p>【権利擁護】</p> <p>利用者様の行動を必要以上に制限する事がないよう常に意識し、虐待防止・権利擁護に努めます。研修等で学んだ内容を職員間で共有し、日々の支援に活かします。</p>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス等利用計画、個別支援計画に基づき、利用者の意向や強みを職員間で共有し、支援を進めます。 2 朝礼や日々のコミュニケーションを通じて情報共有を行い、利用者の体調や心身の状態に配慮した支援を行います。(家庭・関係機関との連携) 3 利用者様が社会とのつながりや楽しさを感じられる活動を取り入れ、就労意欲や生活意欲の向上に努めます。 4 バザーや地域イベント等に積極的に参加し、就労支援、工賃向上に向けて取り組みます。 5 職員は、倫理規範を尊厳し、自己研鑽に努め、信頼される事業所運営を行います。

<p>基本方針</p>
<p>○事業の趣旨</p> <p>障害福祉サービスを利用して通常の雇用先へ雇用された利用者様に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上でのそれぞれの問題に関する相談等の実施、また、雇用先の事業主や障害福祉サービス事業者等との連絡調整及び連携を行い、利用者様の職場への定着及び就労の継続を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人理念に則り社会福祉法人としての役割、職員としてのありようを再確認し、質の高いサービスの提供、質の向上に努めます。 2 安心・安全にサービスを利用していただくために関係法令を遵守し、人権擁護・虐待防止対策、感染症予防対策に取り組みます。 3 法人関係機関はもとより、地域の関係機関や保護者との連携を強化し、利用者の地域生活における円滑な支援と事業の活性化に努めます。
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 就労定着の維持・安定 2 企業や関係機関との連絡強化 3 支援体制および記録の整備
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労をした利用者様が安心して働き続けられるよう、定着支援員による定期的な面談や電話連絡を行い、就労状況や生活面の把握に努めます。 ・就労先への定期的な訪問や連絡調整を行い、ご本人・企業双方の状況を確認しながら、円滑な就労継続に繋がる支援を行います。 ・当事業所から一般就労した方に対して、就労定着支援事業の趣旨や内容を丁寧に説明し、継続した支援が受けられる体制を整えます。 ・ご本人の意向を尊重しながらアセスメントを行い、必要に応じて支援レポートを作成し、関係機関と情報共有を行います。 ・地域の関係機関や支援機関、企業等との連携を強化し、利用者様が地域の中で安心して生活し、働き続けられる環境作りに努めます。 ・就労定着支援契約後も、必要に応じて関係機関（障がい者就業・生活支援センター等）と連携し、切れ目ない支援につなげます。 ・職員は、「職員倫理規範」を遵守し、自己研鑽に励み、支援の質の向上に努めます。

基本方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者による自己決定を最大限尊重しながら保護者の意見も取り入れ、利用者や保護者が望むものを出来る限り提供します。又、利用者にとって本当に良い支援を模索しながら実行する事で利用者や家族の満足感を高め、安心や希望、信頼に繋げていける事業所となれることを目指します。 2. 利用者にとってこの事業所が安心して通える場所となれるよう、職員の支援の質・専門性を高めながら常にスキルアップを図り、職員間での情報共有も確実にを行う事で、全職員が利用者から安心して支援を任せられるような存在となれることを目指します。 3. 各種災害や感染症発生の場合でも利用者が少しでも早く安心して通える事業所となれるよう平常時から準備し利用者や事業所の安全確保を目指します。
重点目標
<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者へのアセスメントや日々の会話、動向を通して利用者が望むものを把握し、意思決定支援を確実にを行います。又、保護者の声も取り入れながら利用者の障害特性や家庭環境に配慮する事で利用者や保護者のニーズに確実に応えていきます。 2. 法人の計画的な人材育成や各種研修、事業所内研修を通し必要なスキルや知識を習得し利用者一人一人にあった支援や介護・介助を統一し、利用者の安全・安心・笑顔に繋げ、利用者が安心して支援を任せられる職員となるよう努めます。又、権利擁護や虐待について職員間で絶えず学び協議する事で利用者の権利擁護・虐待防止に努めます。 3. 災害については事業継続計画（BCP）を常に見直し、検討を行いながら緊急事態に備える為の研修や訓練を行っていきます。感染症については日頃から看護師による健康管理を行い利用者の疾病予防に努めていきます。又、感染対策委員会を定期的開催し事業所内での感染予防・拡大防止に努めていきます。
目標達成のための対応やとりくみ
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本人へのアセスメントや日々の会話、意思決定支援を通して利用者が望むものを確実に把握し、それを『作業』『療育活動』『体力作り』『事業所行事』『リハビリ』『入浴』『社会参加活動』等に繋げ、安心を与えながら少しでも楽しめるものを提供していき、柔軟な利用時間や個別送迎も合わせて行う事で一人一人にあった日課を提供致します。又、法人の各関係機関や担当相談支援専門員、地域資源等も活用しながら利用者が安心して地域で暮らせるように対応していきます。 2. 法人の計画的な人材育成や教育・研修を通して必要なスキルや知識の習得を図っていき、事業所内でも支援・介護・介助の研修を行う事で全職員の意識や知識の向上、情報共有を行う事で職員の不安軽減を図り、利用者一人一人に合った支援を行う事で利用者から安心して支援を任せられる職員となれるようにしていきます。利用者の権利擁護・虐待防止については事業所内で定期的な勉強会や研修を実施し権利擁護の推進、虐待の早期発見および早期対応を徹底していきます。 3. 事業継続計画（BCP）は常に見直しや検討を行い、全職員に対し必要な机上・実働訓練を行う事で緊急事態でも対応できる知識の向上を図ります。感染症は看護師による利用者への日常的な健康管理を行い、家庭・グループホームと連携を密に行う事で疾病の早期発見に努め必要時の受診に繋げていきます。又、感染対策委員会後に全職員に対し感染対策研修会を実施する事で感染症発生前後の対応の強化を図っていき、利用者や事業所の安全確保に繋げていきます。

基本方針
<ol style="list-style-type: none">1 利用者の個人の尊厳の保持と心身ともに健やかで自立した地域社会生活を実現します。2 選ばれ続けるグループホームの実現に向けて全力で取り組みます。3 地域における存在意義を明確にし、グループホームの役割と使命を果たします。
重点目標
<ol style="list-style-type: none">1 利用者の個別支援計画に基づき、「利用者とともに」を合言葉にして、利用者と職員が協働で目標に向うような支援を行います。2 利用者および家族、関係機関から信頼され、継続的に利用希望が寄せられるグループホームの運営を実現します。3 研修や資格取得、日々の研鑽による全ての職員の意識・支援技術の底上げをはかり、地域に必要とされるグループホームを目指します。
目標達成のための対応やとりくみ
<ol style="list-style-type: none">1 利用者満足度や家族・相談支援専門員からの意見を定期的に把握し、支援内容および運営体制の改善に継続的に取り組みます。2 高齢化・重度化が進む利用者を含め、すべての利用者一人ひとりが喜びや楽しみを実感できる新たな余暇活動等の創出に向け、利用者と職員が共に取り組むことで、差異性の高い選ばれるサービスを提供します。3 法人の計画する研修、その他の学びの機会を積極的に活用し、利用者支援に対する自己研鑽を行います。

<p>基本方針</p>
<p>1 日中サービス支援型グループホーム・短期入所施設として地域福祉と連携し、高齢化・重度化が進む中で、法人の理念に沿って地域の重要な社会資源となれるように、取り組んでいきます。</p> <p>2 地域とのつながりを大切にしながら・安心して暮らせる環境と質の高いサービスを提供し、地域に根差したホームづくりに心がけます。</p> <p>3 日中もホームで過ごす利用者の特性や健康状態に留意しつつ、健やかで心豊かな生活が送れるように、日中活動の創意工夫を図ります。</p>
<p>重点目標</p>
<p>1 一人一人をみつめた、細やかな支援・潤いのある生活が送れるように、支援を確立します。</p> <p>2 本人の意思を尊重し、四季折々の風物詩を取り入れながら充実した日中活動の企画・運営を図っていきます。</p> <p>3 地域とのつながりの中で、自分らしい生活スタイルを見つけ、共生社会に努めていきます。</p>
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<p>1 利用者の意思決定を尊重しながら、活動内容のマンネリ化を防ぎ、常に斬新なアイデアが提供出来るように工夫を図ります。</p> <p>2 利用者さんが日中活動の中で心身の活性化を図り、日常生活の質の向上や充実した生活が送れるように取り組みます。</p> <p>3 地域の行事への参加、利用者が主体となった地域貢献活動の実施など、障がい者への理解を深めてもらえるように取り組みます。</p> <p>4 個人個人に応じた、支援を提供し、その人らしい生活が送れるように寄り添います。</p>

基本方針

- 1 グループホーム等の退去後も地域で安定した一人暮らしが継続できるよう、利用者の意思を尊重した支援を行います。
- 2 グループホーム等から地域生活へ移行する利用者の増加を見据え、培ったノウハウとさらに高めていく専門性により、質の高い切れ目のないサービスを提供します。

重点目標

- 1 グループホーム等から一人暮らしへの円滑な移行と定着支援を行います。
- 2 一人暮らし開始後の生活課題の早期発見と生活破綻の予防をはかります。

目標達成のための対応やとりくみ

- 1 グループホーム等の在籍中から相談支援専門員や関係機関と連携し、退去後の生活を見据えた支援計画の作成と事前調整を行います。
- 2 一人暮らし開始後は、定期訪問および電話等により生活状況を継続的に把握し、生活課題の早期発見と重度化防止につとめます。
- 3 金銭管理、服薬管理、家事、通院、各種手続き等について、利用者の状況に応じた支援を行い、自立した地域生活の定着を支援します。

<p>基本方針</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者の職業生活における自立を図る為、就業及びこれに伴う日常生活の支援を行う。 2. 地域の就労支援力の底上げのためのネットワーク形成を行う。 3. 職員育成と専門性の研鑽も含め、よりよい職場環境をつくる。
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者が抱えている課題に対して、ニーズの把握に努め、必要な助言・支援を提供し、就業面と生活面を一体的に支える。 2. 地域の支援機関や関係機関の連携を図る中心的機関として、支援機関及び企業の支援担当者等への支援ノウハウの移転等により地域全体の支援水準の底上げを図る。 3. 職員の専門的スキル(就労支援)や対人援助技術向上、ならびに虐待防止・権利擁護・ハラスメント等の法令厳守を行い、不適切な支援のないように努める。
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. ・多種多様の相談に応じる為、1名の相談者に対し複数名で対応する。支援方法や内容についてはご本人のニーズに沿うように計画的に行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・断らない支援を基本に、障がい者や事業主からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び、助言その他の援助を継続的に行う。 ・土曜日や祝日を開所(月1日程度)し、平日に就労している方に対し、相談の機会を提供する。個々のニーズを的確に捉えるため、効果的な就労アセスメント(職業評価等)を実施する。 ・山間部地域(西白杵)の相談体制の構築の為、巡回相談(月2回)を実施する。巡回相談に関する情報共有・告知方法についても工夫する。(チラシやポスター・行政の SNS 活用等) ・時間効率や相談機会の向上を図る為、オンラインを活用した相談体制を積極的に取り入れる。 ・在職者同士が交流し、職場での悩みや、勉強会などを実施し、職場定着の促進をはかる。職種別や同じグループ会社で雇用されているなど対象者を限定した、ミニ在職者交流会も企画し悩みなど、気持ちの共有が図れる機会を増やす。(職場定着支援) ・専門職とは違う、ピアサポーターの体験を聞く機会を設け、就労促進を図る。(ピアサポート活動) ・障害者の就労ニーズを把握し、積極的に、職場見学や、職場実習に取り組み、障害特性や、能力にあった職務の選定ができる機会をつくる。(職場実習のあっせん) 2. ・地域の会議・情報交換会(自立支援協議会やケース会議等)に積極的に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・センター業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、地域障害者職業センター、福祉作業所、医療施設、特別支援学校、企業等との関係機関との連絡会議等を開催し、情報交換をする事で地域のニーズや現状を知る。状況に応じてアドバイスや支援協力を実施する。 ・企業向けの研修会や検討会を実施し、企業の業務内容やニーズを把握し、課題や困難事例に関する具体的な解決策を提案する。 ・就業・生活支援センター同士のノウハウ共有の為の研修会・交流会を実施する。 ・地域の就労支援機関等への研修会やセミナーを実施する。 3. ・労働局、職業センター等が開催する就労支援に関する研修・セミナーに積極的に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・困難事例など、ケーススタディを実施し、職員間の共有を図る。 ・研修等で学んだ知識・情報は職員間で共有する。(朝礼の活用) ・法人の基本理念に準じた権利擁護や虐待やハラスメントに関する研修を実施する。 ・利用者・職員の人権を尊重し、相談しやすいセンター環境を継続する。 ・法人内 3 センターの勉強会を定期的実施し、職員のスキル向上と連携強化を図る。

<p>基本方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○宮崎県北部福祉圏域の障害のある方々の多岐に及ぶ相談において、「断らない支援」「寄り添う支援」を基本的な取り組みとして、地域と連携したネットワーク型の相談支援に努める。 ○相談支援専門員としての基本を大切にされた業務を遂行し、利用者や保護者の方々が安心した環境で望む暮らしが具現化されるように、関係機関との連携を図りながら相談支援に努める。
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の適切な運用と進行状況について、利用者・保護者、各事業所の所長及びサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）と顔の見える場面を展開しながら信頼関係を構築させ、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）に基づいた個別支援計画が作成され、滞りなく遂行されるように連携強化に努める。 2 相談支援専門員としての専門性を追求し、研修会や講演会には積極的に参加することで知識や見識を広め、スケルアップを図りながら宮崎県北部福祉圏域における、福祉サービスの充実発展に努める。 3 意思決定支援に基づいた、地域移行支援・地域定着支援の実現。 4 医療的ケアに対しての専門的な知識を高め、地域資源の有効利用を促す取り組みを展開する。 5 行政が行う福祉プロジェクトへの、積極的な参加と連携を図る。
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者（成年後見人）との面談及び家庭訪問は、更新月及びモニタリング月をはじめとして年 1 回以上は必ず行なうことで顔の見える関係を構築させ、定期的な情報の提供や必要時の迅速な対応を心掛ける。 2 早期療育支援・就労支援を展開する為に、必要に応じて教育機関や事業所などに訪問し、各専門職の方々の協力も頂きながら、地域で安心した生活が送れるような支援や対応を心掛ける。 3 延岡市西部地域基幹相談支援センターを中心に市内の基幹相談支援センター、のべおか障害者就業・生活支援センター、西臼杵ネットワークセンター、関係機関、地域団体との連携を強化する。 4 相談者が利用する事業所に定期的に訪問し、情報の共有や信頼関係を構築させながら支援を展開する。 5 相談支援専門員として日々の研鑽を重ね、様々な研修会への参加や定例会議を通じて専門性の向上を図り、基本的な事を大切にされた相談援助を展開しながら、信頼される相談支援専門員・相談支援事業所を構築させる。

<p>基本方針</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合相談支援体制の構築 2. 地域移行・地域定着の促進 3. 市と協働した協議会への参画による地域づくりの取組について 4. 権利擁護・虐待防止の取り組み 5. 委託機関として、2つの事業を取り組みながら地域との連携を強固にする
<p>重点目標</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. ①各基幹相談支援センターと連携し「断らない相談支援」を基本に、まず相談者の言葉に耳を傾け、一人一人の意思決定を大事にした支援に取り組む。 ②専門性の高い相談支援をおこなうことで総合相談の窓口としての役割を果たす。 2. ①入所施設や医療機関、保健所との連携を図る。 ②本人の意思決定をしっかりと反映し、その人に合った支援をおこなう。 3. ①各部会に参加し地域資源を把握し、連携しながら顔と顔の繋がる関係を作る ②行政が携われない問題を明確にし開拓することで、地域として課題解決に取り組む。 4. ①延岡・西臼杵権利擁護センターと連携する。 ②成年後見制度の利用を支援する。また、虐待防止の取り組みを行う。 5. ①基幹相談センターとして、相談の整理を行いながら、療育等支援事業を地域に展開していくとともに、相談者を誰一人として取り残さない包括的な支援を展開する。
<p>目標達成のための対応やとりくみ</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. すべての障がいに関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努める。また、民児協と連携し、地域のつながりを大きくしていく。 2. 入所施設や医療機関、保健所との連携を図り、「本人を中心とした」適切なマネジメントを行うとともに「意思決定支援」を大事にした支援をおこなう。 3. 延岡市障がい福祉課、各基幹相談支援センター、延岡市内の相談支援事業所、社会福祉協議会や保健所、権利擁護センター、福祉サービス事業所等との連携を図り、新たな延岡市の委託事業の把握に努め連携をおこなう。また、8050 問題等は地域包括支援センターと情報の共有と連携を図り、必要な時には訪問に同行する。 4. 権利擁護センターとの連携や延岡市障がい福祉課や地域の区長、民生委員や教育機関などと連携し虐待の防止に取り組む。定期的な研修等にも積極的に参加する。 5. 障害児者療育等支援事業については、各講師と情報の共有をしながら高和会職員（はまゆう・基幹）も同伴等おこない、専門的な技術を学べると良い。